



峠のふくろう通信

2002年 第1号 通刊第49号

発行日：平成14年1月1日

山下久康税理士事務所

東京都品川区上大崎3-1-5

目黒駅東口ビル10階

電話 03(3441)3041

Fax 03(5421)7086

<http://www.fukuro.net/>

一馬之奔、無一毛而不動

一馬の奔る一毛の動かざるは無し。馬が走れば、全身の毛が動くところから、「指導者が行動を起こすと、部下もすべて一斉に行動する。」という意味です。

新年明けましておめでとうござい
ます。

2002年の幕開けは、バブル景気崩壊から10年を超える経済の停滞で、悲観論に拍車が掛かり、企業トップの年頭訓示も厳しい危機感を表明したものが多かったようです。

3月危機説が実しやかに語られ、金融再生の遅れが経営環境を一段と暗くしています。金融庁の特別検査の影響やペイオフを控え、公的資金の資本再注入の局面も予想されています。

民間シンクタンクの多くが、今年度を0.4~1.3%のマイナス成長、景気が上向く時期は今年度後半以降に遠退き、本格的な回復基調に戻るの
は、早くても2003年度以降との見方を示しています。

ここは何としても、困難な時代を乗り越える具体策を真剣に考え、実行に移さなくてはなりません。さもないと、「一舟之覆、無一物而不沈」(一舟の覆る、一物として沈まざるは無し。)となって、企業淘汰に至る厳しい現実が待ち受けています。

中小企業に求められる経営革新戦略は、そのフットワークの良さを活かし、変化に臨機応変に対応していくところにあると考えます。黒字決算の達成に向かって、まず、経営者自身が意識改革をし、率先して経営体質や企業風土の革新に取組み、長期

計画の策定と実行にあたらなければなりません。不透明な時代だからこそ、明確な方針の下でトップダウンによって、迅速に行動することが求められています。

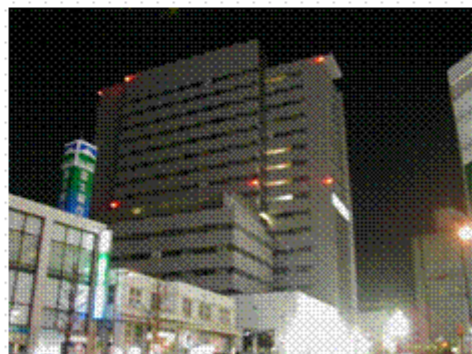
そして、構造変化に対応するには、『従来の「筋力」重視の経営から付加価値を生む「知力」強化の経営への転換が必要』とされ、さらには、時代認識として『IT化の一層の進展に伴い、先進国を先頭に工業社会から知識社会に移行する流れは今後も変わることなく、さらに速まるだろう。』との視点(1/6付 日経新聞)も、持っておく必要がありそうです。

TVのインタビュー番組で、S・スピルバーグ監督が、「あなたの映画作品の中で最も印象に残るシーンをあげるとすれば？」と問われ、『未知との遭遇』の中で、「入り口のドアから洩れてくる光に興味を惹かれた少年が、ドアを開けるシーン」と答えていたのが印象的でした。

大人が畏怖し躊躇する未知の世界に対して子供達は、興味津々に、そして無垢の心のままに飛び込んでいきます。今、私達に必要なこと、それは、見えざるものに恐れや不安を

目次:

一馬之奔、無一毛而不動	1
ペイオフ解禁!	2
平成14年度税制改正の大綱	4
一石三鳥!?	5
ふるさと余証一紙買集一	6
変わりゆく街の景色・他	8
正月の風景	9
2002年新年ごあいさつ	10



目黒駅新駅ビルは2002年春オープン!

抱くことではなく、未知なるものにチャレンジする精神と勇気とを呼び覚ますことなのではないだろうか。かつて誰もが経験したことのないデフレ経済下での経営の舵取り。その困難に立ち向かう勇気と踏み出す最初の一步が企業再生の始まりだと考えます。

事務所の運営においてもまた同じ。新しき年のはじめに自戒の念を込めて!!

事務所一同、本年も総力を挙げて業務に取り組んでまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。

所長・税理士 山下久康



さあーどうしましょう!? ベイオフ解禁!

— 対策と心構え —

今年の4月以降、金融機関が破綻した場合、一人一金融機関について元本1,000万円とその利息までは保護されますが、1,000万円を超える元本等については、銀行の資産状況によっては、一部カットされる可能性があります。

普通預金・当座預金・別段預金は、一年延期されており、平成15年4月以降となります。

外貨預金は、保証が一切なくなります。米ドル預金の場合に米国の預金保険制度が活用できるケースもあるそうなのでシティバンクなどにお尋ねになってみて下さい。

同じ銀行の異なる支店に口座がある場合には、『名寄せ』されて一つの預金として扱われますので注意が必要です。(次ページへ)

金融商品別の取扱い

預金の種類	2002年3月まで	2003年3月まで	2003年4月以降
普通預金	全額保護	元本1,000万円までと その利息を保護	預金保険の 対象外
当座預金			
別段預金			
定期預金			
定期積金			
ビッグなどの貸付信託			
外貨預金			
ヒットなどの金銭信託			

定期預金が3,000万円あるケースで、例えば、いったん解約して妻と子と自分にそれぞれ1,000万円ずつ預け替えした場合には、確かに全額保護されますが、税務上は、贈与税の対象となってしまいますので、別々な銀行にご自身名義で1,000万円ずつ預金されるほうが賢明です。

同じ金融機関に預金と住宅ローンなどの借入金がある場合には、相殺できる契約が結ばれていれば相殺されます。都銀・地銀・第二地銀では相殺規定を約款に設ける手続きが進んでいますが、信金・信組ではやや対応が遅れているようですので、念のため確認したほうが良さそうです。

持株会社の下に、複数の銀行がある場合には、それぞれの銀行で1,000万円まで保護されます。ただし、銀行が合併してしまったら、例えば2行が1行になったら合計で1,000万円だけが保護の対象となります。



普通と定期の両方があったらどうなるのか。平成15年4月以降になると、普通預金と定期預金合算で1,000万円を超えている場合には、まず、普通預金が優先して保護され、残りの枠内で定期預金が保護されます。

マンション管理組合では修繕積立金をどう保全するかが、大きな問題となっています。

信金・信組・第二地銀などでは、大口預金者である地元企業や地方公共団体や資産家などの預金流出が懸念されています。ペイオフは、さらなる金融不安を引き起こしかねないと危惧するエコノミストもいるようです。そのため、政府は、金融危機を回避するためにあらゆる手段を講じることを明言、金融機関への公的資金を注入する用意があるようです。ただし、信金・信組の場合には金融システムに対する影響が大きいとは考えにくいことから、公的資金の注入は、大手都銀や有力地方銀行などに限定されそうです。



NHKの番組の中では、ペイオフ対策のポイントとして次の三つを挙げていました。

- ① ペイオフの制度をよく知ること
- ② 金融商品のリスクを知ること
- ③ 預け先金融機関をよく知ること

預金が1,000万円もないから関係ありませんという方（私もそうですが）、銀行が破綻したらしばらくは現金が引き出せなくなる可能性があります。預金保険機構から一人あたり最高80万円までの仮払金は出ますが、当座のお金に困ることが予想されますのでお気をつけ下さい。

ねもと

「平成14年度税制改正の大綱」決定

税制改正大綱は「連結納税制度の創設」に重点が置かれ、中小企業対策などは小幅な見直しに留まりました。むしろ連結納税制度導入による財源確保のため、中小企業にとっては課税強化となる改正も示されています。連結納税制度のあらましについては、前号以前の紙面で採り上げましたので、今回はその他の項目についてお知らせいたします。



法人税制

●課税が強化されるもの

1 退職給与引当金制度の廃止

退職給与引当金制度が廃止され、廃止前の退職給与引当金勘定の金額は4年間かけて取崩すこととなります。ただし中小法人及び協同組合等については、10年間かけて取崩すこととなります。

2 受取配当等の益金不算入割合の減少

特定株式以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合が、80%から50%へ引き下げられます。なお、中小法人及び協同組合等については平成14年度は70%、平成15年度は60%、平成16年度は50%の割合と段階的に引き下げられます。

また、特定利子に係る優遇制度も廃止となります。



○課税が軽減されるもの

1 交際費等の損金不算入制度の定額控除額の引上げ

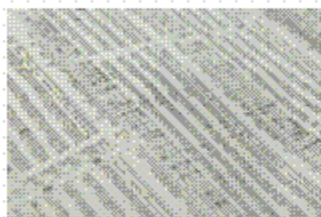
資本金1,000万円超5,000万円以下の法人については、交際費等の損金不算入制度の定額控除額が現行の300万円から400万円に引上げられます。

2 同族会社の留保金課税の税額軽減

中小法人については、課税留保金額に係る税額が5%相当額軽減されます。

3 中小企業投資促進税制の対象拡大

機械装置について、取得価額の最低限度が現行の230万円から160万円に、リース費用の総額の最低限度も現行の300万円から210万円に、それぞれ引き下げられます。



個人税制

1 住宅ローン控除の対象となる増改築の範囲の拡大

住宅ローン控除の対象となる増改築の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の修繕又は模様替えが追加されます。

すぎやま

一石三鳥!?

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例



ご存知のように13年分から贈与税の基礎控除額が年間110万円になりました。また、贈与税の13年度改正のもう一つの目玉として「住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例」について適用要件が緩和されました。

この特例は、親から子へ、祖父母から孫へ住宅取得資金を贈与すると①贈与税は軽減され、②相続税対策にもなり、③子や孫から感謝される。まさに一石三鳥のうれしいお話です。

そうは言ってもこんないい話ですから、当然にその適用要件は厳格に定められています。

★住宅取得資金の「住宅」とは

床面積が50㎡以上であり、その1/2以上が受贈者の居住用でなければならないなどの要件を満たさなければなりません。また、中古住宅の場合には建築後20年以内（鉄筋コンクリートなどの耐火建築物であれば25年以内）のものでなければなりません。

★住宅取得資金の「取得資金」とは

父母、祖父母からの現金の贈与に限られます。義理の父母や祖父母からの贈与は対象になりませんし、現物の贈与も対象外とされています。

★受贈者の要件

過去にこの特例を受けたことがない人であって、贈与を受けた年分の合計所得金額が1,200万円以下であるなどの要件を満たしていなければなりません。

将来の相続等も視野に入れて検討してみてください。

★建替え、買替え、増改築は?

改正前は新規取得だけが特例の対象でしたが、建替え、買替え、大規模な修繕、大規模な模様替えも対象になりました。新規取得以外も対象に加わったところが今回の改正の目玉なのです。

★贈与税は?

住宅取得資金のうち1,500万円までの部分について特例計算されます。通常1,500万円の贈与を受けた場合の贈与税は505万円ですが、特例計算によると105万円に軽減されるのです。

この特例計算は5年間分の基礎控除（110万円）を先取りするという考え方をしますので、550万円までの住宅取得資金の贈与であれば贈与税はかかりません。ただし、翌年以後4年間に贈与を受けた場合には、基礎控除110万円は使えずダイレクトに贈与税が計算されてしまうので注意が必要です。

★申告が要件

この特例を受ける場合は、特例計算によって贈与税が0となる場合でも申告が必要です。また、この他にも細かい要件が定められていますので、将来の相続等も視野に入れて検討してみてください。

もりや



滋賀県

ふるさと余話

茨城東部朝日販売(株) 馬殿則一

私の「ふるさと」それは、いかにも「ふるさと」と言った表現がピッタリと当てはまる自然いっぱいの所です。山・湖・田圃が今も幅を利かせ、住む人々は、同じ日本人かと思えるほどゆったりと生活しています。

さて、ずいぶんと前置きが長くなりましたが、私の「ふるさと」とはと言いますと、それは、滋賀県の湖北「高島町」と言う所です。人口わずか4000人足らずの小さい町です。背中に1000m級の山々、お腹には日本一の琵琶湖、そして猫の額ほどの平地、冬に今も70cm位の雪が積もります(子供の頃は1mを越えることもありました。)

春は桜、夏の海水浴、秋には松茸をはじめとするいろいろな食べ物があり、四季を通じて自然を楽しめる所です。私は、昭和21年生まれの成年です。自然と共に生活し、自然に育てられてきました。

小学校から中学校の時代は、驚かれるかもしれませんが、春は野草をおやつに、夏は川魚を捕って自分で料理しておかず、秋は自然に生えている松茸や柿・栗を採りに山へ、冬は小鳥や野うさぎを捕まえたりして「家のおかず」にしていました。当時からすれば、今日の飽食の時代はとても信じられません。思えば懐かしく、まるで昨日の事のように目に浮かびます。



琵琶湖湖上の白鬚神社鳥居

これまでの説明で、少しは私のふるさとをご想像頂けたかと思いますが、意外と歴史もあります。もともと琵琶湖のほとりに位置し、「大阪・京都」と「北海道・北陸」とを結ぶ、当時の物流の主要街道沿いにおいて、京都の文化の影響を強く受けた所です。春の祭りの時には、祇園囃子と鉦で盛り上がり、お正月のお祝いや、言葉のアクセントも「京都弁」です。人情気質も穏やかで、時間がすごくゆっくりと流れていくのが実感できます。

平地のあちこちに古墳があり、名所・旧跡が残っていますし、江戸時代は、分部2万石の城下町だったので、その当時の武家屋敷が今も残っています。ただし残念なのは、「今は？」と問われますと何も新しいものがないのです。二年に一度くらい帰郷しますが、まったくと言っていい程変わりません。ある意味幸せですが、地場産業も特別ななし、名物は今も昔も琵琶湖の魚です。

思えば懐かしく、
まるで昨日の事
のように目に浮か
びます。

また、「近江商人」で有名ですが、生活が質素で倹約がモットーの県民性に加え、滋賀県に居ても発展がないので拳って都会へ出て行き、帰る所が無いとの決意が『近江商人』の生まれた大きな要因だと思います。そして、「高島屋」「西武」をはじめ多くの百貨店等の創始者を輩出しているのです。



白鬚神社本殿

あと一つ是非とも名物の中に加えておきたいものがあります。それは、地酒の数々です。比良山系の伏流水を利用して生まれた地酒、その中でもとりわけ高島町の福井商店に代々伝わる地酒「菘乃露」が絶品です。香り好し、味まるやかで一度飲んだら忘れられないお酒です。先日、所用で赤坂プリンスに宿泊した時の



事です。地下の和食のお店で食事をしようとメニューを見て驚き!? 何と「萩乃露」があったのです。すっかり感激して、下戸のはずの私が嬉しくなって思わず注文してしまいました。「ふくろう通信」の読者の皆様も赤坂方面へお出掛けの際は、一度試しに飲んでみて下さい。のどかな風景が口の中いっぱい広がる事うけあいです。

すっかり自慢話になってしまいました。それほど名物の数も少なくのどかなふるさと、そんな私の大好きな『ふるさと』なのです。関西地方へお出掛けの際は、どうぞ琵琶湖の雄大で、のどかな景色を楽しんで下さい。

以上、いろいろと脈絡もなく書き綴りましたが、文才の無い私に依頼した編集担当へお叱りの鋒先を向けて頂き、お許しを賜りたく存じます。

都市の夜景 第7回 ～渋谷にて～



昨年竣工したセルリアンタワーから望むと、まわりにあまり高い建物のない渋谷からは、遠くの光と中間地点の影がよく調和して都会らしい夜景を見ることが出来ます。

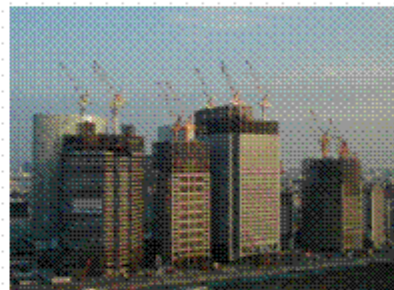
写真は東側ですが、反対側には新宿の高層ビル街も間近に見え、また違った雰囲気を感じ取れます。渋谷というと「若者の街」というイメージが定着していますが、昨年あたりからこうした大人を対象としたショップやホテルが次々にオープンしており、「大人の街」への脱皮を目指しているかのようにも見えます。

あ！あそこでネオン輝くビルの地下への階段を下りていくのは、われらが編集長ではありませんか！?

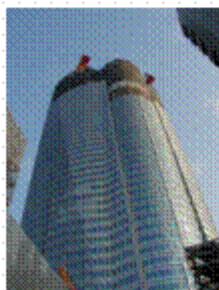
変わりゆく街の景色

12月には、東北新幹線の八戸延伸と、りんかい線の「品川シーサイド駅」開業、大崎→大井町→品川シーサイド→天王洲アイルが開通し、渋谷方面から目黒、お台場(国際展示場前)を通過して新木場までが結ばれ、事務所から千葉方面へのアクセスもぐんとよくなる予定です。

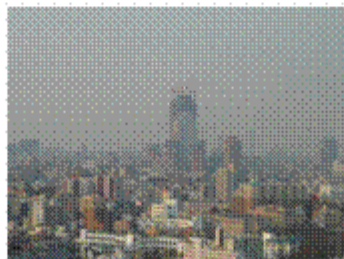
そのほか丸の内丸ビル、六本木一丁目駅ビルや品川プリンスホテルエグゼクティブタワーなど、巨大プロジェクトも続々オープンする予定です。



品川はクレーンがいっぱい!



六本木再開発：一際大きいビルはフレームからはみ出しそうです。



写真中央：エグゼクティブタワー

ああ、こんなところにも・・・

今年から東京都で、大手金融機関への外形標準課税や大型ディーゼル車高速道路利用税などが導入されますが、それ以外でも地方色のある、自治体の独自課税の導入が予定されています。

- 東京都 ホテル税
- 大阪府 銀行業等に対する外形標準課税
- 札幌市 雪目的税
- 岩手県 水源税
- 河口湖町 遊漁税
- 杉並区 レジ袋税
- 横浜市 勝ち馬投票券発売税
- 愛知県 水源税
- 三重県 産業廃棄物税
- 太宰府市 観光環境税



この様子だと、まだまだ増えそうですね。



正月の風景



事務所も仕事納めとなり、年の瀬は自宅でのんびりと・・・いえいえ、私には毎年必ずやらなければならないことがあります。それは、大掃除でも買出しでもなく、松と竹を玄関に飾ることです。まだ学生だった頃、知人の紹介で門松を作るアルバイトをしていたのがきっかけで、我が家の正月には、玄関飾りが欠かせなくなりまして。

早速、元アルバイト先へ松と竹を分けてもらいに行くことになりました。場所は江東区の森下。隅田川が近く、松尾芭蕉「奥の細道」の出発点として有名な所です。すでに、年末の納品は終了したようで、後片付けの最中でした。最近では門松を飾る風習もすたれてしまったのか、年々需要は減少しているようです。それでも快く松と竹を分けてもらえました。当時と比べると、この界限も倉庫やマンションが多くなりましたが、気風のよさを感じさせる下町ならではの雰囲気は、変わっていませんでした。

いただいた松と竹を車に積み込んでいると、倉庫に紅白の布に覆われ大事に保管されている梯子が目に入りました。まだ、青々とした竹は太く、しっかり括り付けられた甲と呼ばれる梯子の段は、力強さを感じさせます。これは、新年の恒例となっている出初式に使われる梯子です。毎年、門松の出荷が終わる頃に作り始めます。作業が夜中になることもあるそうです。梯子は、真竹という種類の竹を使用し、竹の太さが均一のものを使います。約8メートルある梯子はとても重く、持ち上げるだけでも大変です。

青々とした竹は太く、しっかり括り付けられた甲と呼ばれる梯子の段は、力強さを感じさせます。



出初式の起源は、江戸時代まで溯ります。振袖火事と呼ばれる明暦の大火（1657年）から2年後、万治2年（1659年）1月4日に時の老中、稲葉正則の命により、復興作業にあたる江戸市民に希望を与えるために、上野東照宮前で初めて行われ、それが受け継がれてきたのだそうです。当時は、高い建物が無かったので、梯子に登って実際に火事の確認も出来ていたのでしょうね。

出初式は、全国各地で行われています。消火活動の実演や防災の様々なイベントが催されていますが、一番注目されるのは、やはり鷹職人による梯子乗りです。昔から変わらない様々な技に、今でも人々の喚声があがります。

華やかな技の披露に欠かせない梯子は、倉庫の中で静かにその出番を待っているようでした。こうした日本古来の伝統文化が、いつまでも、受け継がれていく事を願わずにいられません。

おぬき

2002年 新年ごあいさつ

～午年にちなんで～



あけましておめでとうございます。

昨年末に、自宅のインターネット接続をケーブルテレビからADSL(8M)に切り替えました。実効速度でISDNの10倍近く、ブロードバンド時代の幕開けを実感しました。

「ネットワークの時代」という言葉を使い始めて時を経ていますが、インターネットの高速化・低価格化に伴う急速な普及で、今度こそ中小企業といえど「うちには無用」などと言っははられなくなると思います。

何から始めたらいいいのか、そんな素朴な疑問でも構いません。ぜひご相談ください。

さて、午年の今年。

こんな見通しの悪い時だからこそ「**驚馬**も十駕」すればと、なるべくフットワークを軽くして(千里を目指し)駆け続けたいと思っております。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

事業部長 高岡宏行



人類は**馬**を知り、**馬**を飼いならし、その行動範囲・伝達手段を広げてきました。

午年の今年こそ、最新手段を片手に、**馬**の如く今の時代を疾駆していきたいと思っています。

税理士 吉川定延

世の中**うまい**話なんてあるわけないし…

着実に一步一步 仕事も人生も歩んでいけたらと…心穏やかにして何事にも動ぜず、されど動きは俊敏にをモットーとしてこの一年を乗り切りたいと思います。

税理士 根本東樹



様々な出来事が目まぐるしく起こっています。今年は「次に何が起こるか」を考えながら、**うまれ**変わるつもりで行動していきたいと考えています。

税理士 杉山一紀

今年は**午**年、年男の私です。24才？36才？48才？千支の名のとおり、すべてが**ウマ**くいく年でありますように。馬の鳴き声のように声高らかに・・・、いえ、笑っていられる一年にします。
税理士 守屋聡司



「本を読みたい。字が**ウマ**くなりたい・・・。」やりたい事、やらなければならない事がたくさんあります。体力・気力をパワーアップして頑張ります。今年もよろしくお祈いします。
税理士 小貴 隆

2002年が終わるときに、この一年で確実に前進したと思えるように過ごしたい。**馬**のように視野を広く持って、いつも背筋を伸ばして、時々自分の足跡を振り返りながら、進んでいきたいと思ひます。

(税理士登録申請中) 中野渡佐由里



How was your year? と聞かれて、Very Happy と答えられる様な年にしたい。様々な世界の情報を吸収し、それを還元できたらと常に思う。何かを予感させる幕開けに相応しく '**絵馬**' に願いを掛けて出雲の神様達に祈るとするか・・・。
山下くみ子

幼い頃から**じゃじゃ馬**でせわしなく生きてきました。でもこれからは、♪明日があ～る～さっと、ゆっくり、のんびり過ごしたいと思ひます。今年もよろしくお祈いします。
小林恵美子





明けましておめでとうございます。今年は**馬車馬**のように一生懸命働き、**サラブレッド**のように雅に、そして**ペガサス**のように羽ばたきたいです（でも、健康が一番ですネ。）。

小暮時子

今年は年男です。昨年中は妊婦の妻に合わせて丸々と太ってしまったので、今年は**馬**の様にスリムな体目指してダイエットに励みたいです。もちろん仕事も・・・（笑）

（研修生）坂東信一



私は動物占いによると「**ペガサス**」だそうです。しかし羽が生えているのはお金だけ。どこへ行ったかという、恐らくお腹の辺りに形を変えて、はりついていきます。これも日頃の鯨飲**馬**食のせい。友人達も結婚して行き、飲み会の席が寂しくなってきました。だからといって、ヤケ食いをしているわけではありません。

今年は色々な意味で、明るく前を向いて走るゾ！目の前の「ニンジン」を目指して！！

○Aコンサルタント兼編集長 出牛礼助

私は**午**年生まれなのですが、実をいうと節分前の生まれなので、占いの世界では違うようです。私自身はどちらでも構わないと思っています。誕生日がきて72歳になりますが、この年令の教え方は決してどちらでも良くは無く、多くても少なくとも真剣に抗議しています。今年もよろしく。

税理士 井上和子

